

『赤の斜線引いた遺言書は無効 原判決を破棄—最高裁』

遺言書の文面全体の左上から右下にかけて赤色のボールペンで1本の斜線が引かれていた。斜線は遺言者が故意に引いた。この場合、遺言書が民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされるかどうか争われた事案で最高裁第二小法廷(千葉勝美裁判長)は、みなされないとした原判決を破棄、第1審判決を取り消すとともに、**遺言が無効であることを確認した。裁判官全員一致の意見による逆転判決。**

上告人と被上告人の父である亡きAが作成した昭和61年6月22日付自筆証書(遺言書)による遺言について上告人が、Aが故意に遺言書を破棄、遺言を撤回したものとみなされると主張、被上告人に対し遺言が無効であることの確認を求めた。

原審は、元の文字が判読できる状態である以上、遺言書に故意に斜線を引く行為は「故意に遺言書を破棄したとき」には該当しないとして上告人の請求を棄却。最高裁は、赤色のボールペンで文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、遺言書の全体を不要のものとし、遺言のすべての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、その行為の効力について一部の抹消の場合と同様に判断することはできないとした。



『上半期は951社と過去最高 海外展開制度利用社—日本公庫』

日本政策金融公庫が公表した27年度上半期の「海外展開・事業再編資金」の融資実績は前年同期比52.9%増の951社となり、**上半期として社数で過去最高となった。金額でも同15.2%増の144億円に膨らんだ。**日本公庫は、積極的に輸出入取引に取り組む中小企業・小規模事業者が増加していることや、27年度から取り扱いを開始した外貨貸し付けについて、米ドルの資金ニーズが高いことなどが増加の要因と分析している。

業種別では、卸・小売業(434社・構成比45.6%、前年同期比46.6%増)、製造業(308社・32.4%、35.7%増)が多かった。サービス業や情報通信関連企業も増加しており、海外展開する企業の業種の多様化が見られる。投資国別では、中国の景気減速懸念があるものの、依然として中国やASEAN加盟国を中心とするアジア向けに展開する企業の利用が多く、約4分の3を占めた。アジア以外では、北米、特に米国に展開する企業の利用(前年同期比5.9%増)が増えた。その背景として、小売業者を中心に、越境EC(インターネットを使った海外向け通信販売)を活用することで、小ロットかつ低コストで米国などの先進国に雑貨等を輸出するケースが増えていることが挙げられるという。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com